

Information

決算関係書類提出書等における押印が不要になりました

行政手続における押印を求める手続の見直しに伴い、令和2年12月28日に中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則及び商店街振興組合法施行規則の一部が改正され、決算関係書類提出書等の押印が不要となりました。

※不要となった主な書類は次のとおりです。

- 決算関係書類提出書
- 役員変更届書
- 定款変更認可申請書
- 解散届書

ただし、他の法令で押印が求められている場合は、従来通り押印が必要となります。そのため、**登記申請に関する書類については、押印が必要**となります。

また、**定款で押印が規定されている理事会議事録等についても、従来通り、押印が必要**となります。

なお、押印が不要とされた上記書類について、従来通り、押印のうえ書類を提出することは問題ありません。

従たる事務所の所在地における登記が廃止されました

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が令和3年3月1日に施行され、中小企業等協同組合法が改正されました。

これにより、これまで主たる事務所の所在地を管轄する法務局とは別に、従たる事務所の所在地を管轄する法務局に対しても登記する必要がありましたが、今後は**主たる事務所の所在地を管轄する法務局に対してのみ登記すること**となりました。

なお、**従たる事務所の所在地における登記が廃止されただけで、主たる事務所の所在地において従たる事務所の登記は行いますので**ご留意ください。

秋田県 秋田県雇用維持支援金の 対象期間を延長します

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金を活用し、県内の事業所で雇用環境の維持に努めている中小企業事業主に対し、支援金を支給します。

◆**募集期限** 令和3年7月30日(金)

※当日消印有効

※電子申請の場合は最終日の17時まで

◆**申請要件**

以下の①～⑤を全て満たす者となります。

① 中小企業事業主

※個人事業主も含まれます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、令和3年1月1日から4月30日までの期間に休業、教育訓練又は出向を実施した事業所(以下「対象事業所」という。)について、秋田労働局長から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。

③ 対象事業所が秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があること。

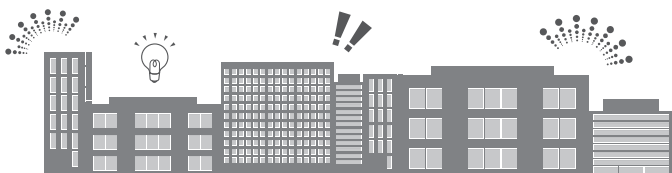
④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

⑤ 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

◆**支援金額**

本支援金は、秋田労働局から支給決定を受けた雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の事業所単位で、支給します。

支給決定を受けた当該助成金の判定基礎期間の回数に基づき、1回は10万円、2回は20万円、3回以上は30万円として、1事業所あたりの上限額は30万円です。**ただし、1事業所あたりの上限額は、30万円から令和2年度に支給を受けた支援金額を差し引いた金額と**



なります。すでに30万円を受給している事業所は対象外となりますのでご注意ください。

◆申請方法

郵送または電子申請によります。
秋田県雇用維持支援金申請要領及びQ&Aを参照のうえ、申請してください。

なお、申請書類は、県ウェブサイトの産業労働部雇用労働政策課のページよりダウンロードできる他、県庁第二庁舎1階ロビー及び各地域振興局へ備え付けています。

【お問い合わせ先】

秋田県雇用関係給付金センター専用ダイヤル
TEL：018-860-2331
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日は除く。）

及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

◆支給額

令和元年度の事業収入－令和2年度の事業収入
※上限額50万円

◆申請受付期限

令和3年6月30日(水) 当日消印有効

◆申請方法

郵送にて受け付けます。
※支給要綱及び申請書類様式は県ウェブサイトの産業労働部産業政策課のページからダウンロードできる他、産業政策課（県庁第二庁舎3階）にも設置しています。

〈申請先〉

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
秋田県産業政策課
秋田県人格のない社団等事業継続支援金
申請受付

【お問い合わせ先】

秋田県産業労働部産業政策課 企画班
TEL：018-860-2214
受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

秋田県 秋田県人格のない 社団等事業継続支援金について

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経営状況が悪化している人格のない社団等（みなし法人）の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

人格のない社団等とは

法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第8号に規定する「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」のことです。

【例】農産物直売所、食品加工所、観光協会など

◆支給要件

- ① 秋田県内に本店又は主たる事務所を置き、令和元年以前から収益事業を行い、秋田県内の納税地を所轄する税務署長あてに法人税等の申告を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して**20%以上減少**していること。
- ③ 代表者又は管理人、構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団

中央会からのお知らせ

秋田県中小企業団体中央会の令和3年度通常総会は、下記のとおり開催いたします。

なお、正式な総会開催のご案内は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら総会資料を同封の上、後日発送する予定です。

令和3年度通常総会

開催日／6月17日(木)
開催場所／ホテルメトロポリタン秋田
(秋田市中通七丁目2番1号)